九州短期大学共創プラットフォーム外部評価委員会規程

（設置）

第１条　九州短期大学共創プラットフォーム協定書（令和７年３月２５日締結、以下「協定書」という。）第７条の規定に基づき、九州短期大学共創プラットフォーム外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（任務）

第２条　委員会は、九州短期大学共創プラットフォーム（以下「JC-Link」という。）における自己点検・評価の客観性、妥当性、透明性を高めるため、JC-Link が自ら行う点検及び評価に対する検証を行う。

（組織）

第３条　委員会は、JC-Link 統括委員会が指名する外部有識者３人以内で組織する。

（任期等）

第４条　前条に規定する委員の任期は、原則として１年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第５条　委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

２　委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

３　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

（議事）

第６条　委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

２　議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

３ 議長は、必要に応じて JC-Link の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（事務）

第７条　委員会の事務は、連携校の協力を得て、西九州大学短期大学部事務局が行う。

（補則）

第８条　この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が協議して定める。

附　則

この規程は、令和８年４月２７日から施行する。